

連結確定申告書・個別帰属額等の届出書の記載について

(平成15年3月31日終了連結事業年度用)

この冊子は、連結納税の承認を受けた連結法人の平成15年3月31日終了の連結事業年度に係る連結確定申告及び個別帰属額等の届出を行う場合の申告手続や各表の記載要領をまとめたものです。

なお、各表の記載要領は主要な別表のみを掲げてありますので、この冊子に記載されていない別表については、各表の裏面及び単体申告用の「法人税申告書の記載の手引」を参考に記載してください。

この冊子の内容等についてお分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署の法人課税(第一)部門にお尋ねください。

国 税 庁

目 次

I	連結確定申告書の提出について	1
II	個別帰属額等の届出書の提出について	3
III	各表の記載要領について	
	別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書 — 普通法人(特定の医療法人を除く。)の分	5
	別表四の二 連結所得の金額の計算に関する明細書	6
	別表四の二付表 個別所得の金額の計算に関する明細書	6
	別表五の二(一) 連結利益積立金額及び連結資本積立金額の計算に関する明細書	7
	別表五の二(一)付表 連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書	7
	別表五の二(二) 連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書	8
	別表五の二(二)付表一 各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等及び租税公課の納付状況等に関する明細書	8
	別表五の二(二)付表二 連結親法人の連結法人税個別帰属額の受払いに関する明細書	8
	別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書	9
	別表七の二 連結欠損金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書	9
	別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書	10
	別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書	11
	別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書	11
	別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書	12
	別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書	12
	別表十六(一) 定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	13
	別表十六(二) 定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	13
	個別帰属額等の一覧表	13
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 — 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分	14

この冊子で用いている略語は、次のとおりです。

なお、この冊子は、平成15年3月18日現在の法令に基づいて作成されています。

法	法人税法(昭40法律第34号)
令	法人税法施行令(昭40政令第97号)
規則	法人税法施行規則(昭40大蔵省令第12号)
措置法	租税特別措置法(昭32法律第26号)
措置法令	租税特別措置法施行令(昭32政令第43号)

I 連結確定申告書の提出について

1 連結確定申告書の提出先及び提出期限

連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に対し連結確定申告書を提出しなければならないこととされています（法81の22）。

なお、連結親法人が、次に掲げる理由により提出期限までに連結確定申告書を提出することができない常況にあると認められる場合には、提出期限の延長の特例を申請することにより、連結確定申告書の提出期限を2月間延長することができます（法81の24）。

① 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に連結確定申告書を提出することができない場合

② 連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に連結確定申告書を提出することができない場合

ただし、特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間まで延長することができます。

(注) 提出期限の延長の特例を受けるためには、最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に納税地の所轄税務署長へ申請書を提出する必要があります。

2 時価評価法人等の申告書等用紙について

設立事業年度等の承認申請特例（法4の3⑥）による申請に基づく場合又は承認申請期限の経過措置（法人税法等の一部を改正する法律（平成14年法律第79号）附則第3条）による申請に基づく場合における連結親法人の最初連結事業年度において、連結子法人が時価評価法人等に該当することにより、その連結子法人の承認を受けた日を含む事業年度について連結申告ではなく単体申告を行うこととなるときは、連結子法人の所轄税務署に単体申告用の申告書等用紙の交付を申し出てください。

3 消費税及び地方消費税について

(1) 消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんが、課税期間は法人税法上の事業年度とされているため（消費税法19①二、地方税法72の78③）、連結事業年度に合わせて課税期間が変わる可能性があります。特に、連結納税前において親法人の課税期間と異なる課税期間であった子法人については課税期間が変更され、消費税及び地方消費税の確定申告が必要となりますのでご注意ください。

(2) また、消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんので、消費税及び地方消費税の確定申告書の用紙は連結親法人、連結子法人にかかわらず、課税事業者が該当する法人に送付しております。

4 連結申告書別表セット等の送付について

連結確定申告書用紙の送付については、連結申告書別表セット（別表二から別表十六(六)までの別表のうち主要なもの）及び勘定科目内説明細書を、個別帰属額等の届出書用紙の送付については、個別帰属額等届出書付表セット（別表四の二付表から別表十六(六)までの別表のうち主要なもの）及び勘定科目内説明細書を同封しています。

申告・届出に当たり、税務署から送付した用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、送付が必要な場合には、連結確定申告書別表一の二及び個別帰属額の届出書の「別表等送付要否」欄の「否」欄に をしてください。

なお、翌連結事業年度以降、別表等の送付を「否」とされた場合でも、連結確定申告書別表一の二、個別帰属額の届出書及び法人事業概況説明書については、引き続き税務署から送付した用紙により提出してください。

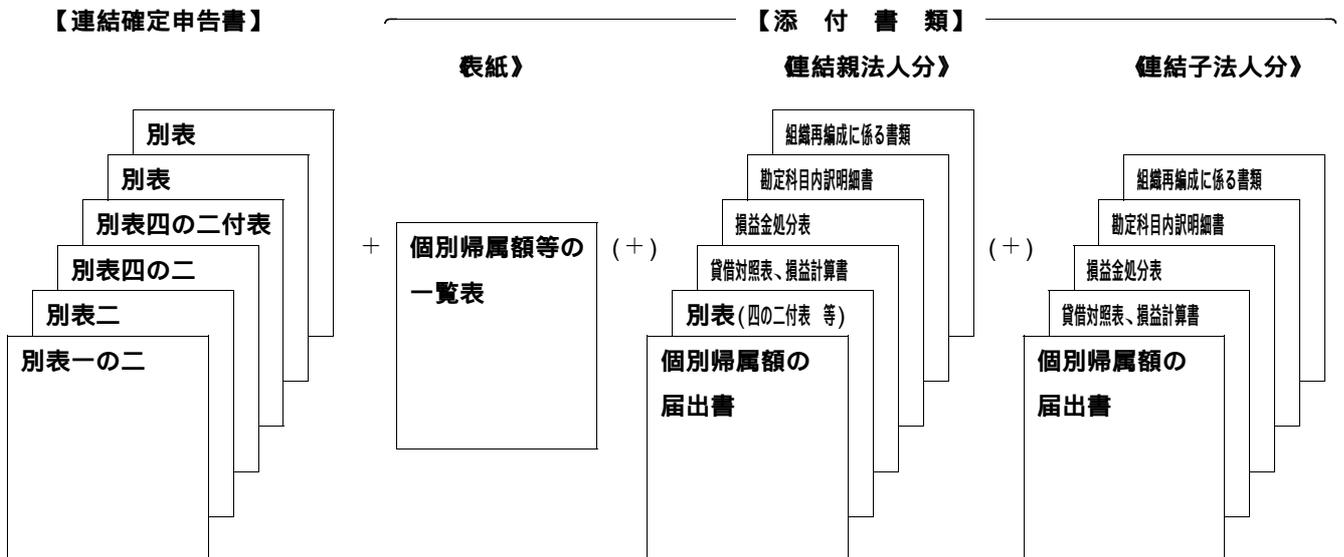
5 連結確定申告書の添付書類について

連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付します。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 個別帰属額に関する書類（個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類）
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書

6 連結確定申告書の添付書類の編てつ順について

連結確定申告書の添付書類については、「個別帰属額等の一覧表」を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに次の順に並べた上で、連結確定申告書に添付して提出していただくようお願いいたします。



(注) 1 添付書類の連結子法人分については、各連結子法人ごとに、以降同じ順で並べてください。

2 添付書類の連結子法人分については、上図のように個別帰属額の計算の基礎を記載した書類（申告書別表）の添付を省略することができます。

II 個別帰属額等の届出書の提出について

1 個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等の届出書（①個別帰属額の届出書、②個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）を提出しなければならないこととされています（法81の25）。

2 個別帰属額等の届出書用紙の送付先について

連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙については、連結子法人の所轄税務署から連結子法人あてに送付していますが、連結子法人の個別帰属額等の届出書用紙の送付先（連絡先）として連結親法人の納税地を登録した場合は、連結子法人の所轄税務署から連結親法人あてに送付することができます。

今後、連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙の送付先を連結親法人の納税地とする場合には、連結子法人の所轄税務署に異動届（連絡先の登録）を提出してください。

3 個別帰属額等の届出書の添付書類

個別帰属額等の届出書には、次に掲げる書類を添付してください。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑤ 組織再編成に係る主要な事項の明細書

4 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類

法第81条の25第1項《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定による個別帰属額の計算の基礎を記載した書類は、連結確定申告書の別表を使用して作成します（連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません）。

この場合、次の点に御注意ください。

- ① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も提出する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結子法人にあつては、「別表六の二(二)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額9」の欄の金額の計算において「別表六の二(二) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額¹⁴」の欄の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて提出することとなります。

また、同様に、「別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」及び「別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書」を提出する場合にあつては「別表七の二 連結欠損金及び私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入に関する明細書」を併せて提出します。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」にあつては、株式等の種類ごとに連結グループでの益金不算入額などが個別帰属額の計算に必要なため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」などについても同様です。

- ③ 連結親法人と連結子法人のすべてが記載される別表については、届出書を提出する連結子法人以外の記載欄を消さずに提出してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあつては、「個別帰属損金不算入額²⁰」の欄の計算の基礎となる「損金不算入額4」の欄の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額が必要であるため、連結法人のすべてにつき「5」から「19」までの各欄を記載します。

このことは、「別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」及び「別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書」についても同様です。

Ⅲ 各表の記載要領について

1 別表一の二(一)「各連結事業年度の連結所得に係る申告書 — 普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」

- (1) この表は、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合に使用します。
- (2) 「旧納税地及び旧法人名等」の欄には、当期中に連結親法人の納税地又は法人名に変更があった場合には旧納税地と旧法人名を、本店又は主たる事務所と納税地が異なる場合にはその本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- (3) 「税務署処理欄」には記載しないでください。

- (4) 「

別表等	送付要否	要	○	否	○
-----	------	---	---	---	---

」の欄は、税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、

翌連結事業年度以降、連結申告書別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が不要な場合には「否」欄に をします。

なお、現在、「送付不要」としている連結親法人が、翌連結事業年度以降、連結申告書別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が必要となった場合には「要」欄に をしてください。

- (5) 「

税理士法第30条 の書面提出有	○	税理士法第33条 の2の書面提出有	○
--------------------	---	----------------------	---

」の欄は、税理士法第30条《税務代理の権限の明示》

又は第33条の2《計算事項、審査事項等を記載した書面の添付》に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に をしてください。

- (6) 「連結事業年度分の 申告書」の空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「連結確定」又は「連結中間」と記載します。また、これらの申告書の修正申告書である場合には、その区分に応じてそれぞれ「修正連結確定」又は「修正連結中間」と記載します。
- なお、期限後申告書である場合には、「期限後連結確定」と記載してください。

(注) 連結中間申告書の場合には、

}	連結中間申告の	平成	年	月	日
	場合の計算期間	平成	年	月	日

にその計算期間を記載してください。

- (7) 「法人税額計10」の上段には、措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額を外書として記載します。

この場合、「控除税額12」及び「差引連結所得に対する法人税額13」の欄の記載に当たっては、この外書きをした金額を「10」に含めて計算します。

- (8) 「この申告による還付金額」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄の外書には、法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付の請求をした法人税の額で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。
- (9) 「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」及び「還付金額24」の各欄は、修正申告をする場合において、法第81条の31第4項において準用する法第80条第6項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額を含めて記載します。
- (10) 「連結親法人が中小法人の場合」の各欄は、法第81条の12第2項《中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 別表四の二「連結所得の金額の計算に関する明細書」

- (1) この明細書は、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、別表四の二付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」を基礎として、連結所得金額又は連結欠損金額を計算するために使用します。
- (2) この明細書の「当期利益又は当期欠損の額の合計額1」の各欄並びに「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄を除きます。)は、各連結法人ごとに記載した別表四の二付表の該当する各欄を集計し、その集計した金額を記載します。

3 別表四の二付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。
 - イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人の個別所得金額又は個別欠損金額を計算するために使用します。
 - ロ 連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。
 - ハ 連結子法人が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書類)として使用します。
- (2) この明細書は、各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかつこの中にその連結法人名を記載します。
- (3) 「当期利益又は当期欠損の額1」の「総額①」の欄は、損益計算書の当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額を記載します。この場合、当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額のうち前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。
- (4) その計算期間の末日に連結完全支配関係がある法人に対し利益の配当又は剰余金の分配(商法第293条ノ5第1項《中間配当》に規定する金銭の分配(いわゆる中間配当)を含みます。)をする場合の、「当期利益又は当期欠損の額1」の「留保②」及び「社外流出③」の各欄の記載は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次によります。
 - ① その利益の配当又は剰余金の分配の額の計算の基礎となった期間の末日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度
「留保②」の欄はその利益の配当又は剰余金の分配の額を含めて記載し、「社外流出③」の「配当」の欄には記載しません。
(注) 「留保②」の欄に含めた利益の配当又は剰余金の分配の額は、別表五の二(一)付表の「Ⅰ 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書」の「区分」の欄の空欄に「配当金(連結法人分)」と記載するとともに、当該金額を「当期利益金処分等による増減(減は赤)④」の欄に記載します。
 - ② その利益の配当又は剰余金の分配をすることが確定した日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度
「社外流出③」の「配当」の欄にその利益の配当又は剰余金の分配の額を含めて記載し、「留保②」の欄の外書に当該利益の配当又は剰余金の分配の額を記載します。
この場合において、「仮計(1)+(6)-(12)13」の「留保②」の欄の記載に当たっては、外書きした金額を「1」に含めて計算します。
(注) 当該外書きした金額は、別表五の二(一)付表の「Ⅰ 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書」の「区分」の欄の「配当金(連結法人分)」と記載した欄の「減②」の欄に記載します。
- (5) 「加算」の空欄は、各連結法人が費用又は損失として経理した金額で当該連結事業年度の個別損金額(法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》に規定する個別損金額をいいます。(6)において同じ。)

として損金の額に算入されないもの及び連結法人が収益として経理しなかった金額で当該連結事業年度の個別益金額（同項に規定する個別益金額をいいます。（6）において同じ。）として益金の額に算入されるもの等についてその事項及び金額を記載します。

- (6) 「減算」の空欄は、連結法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当該連結事業年度の個別損金額として損金の額に算入されるもの及び各連結法人が収益として経理した金額で当該連結事業年度の個別益金額として益金の額に算入しないもの等についてその事項及び金額を記載します。

4 別表五の二(一)「連結利益積立金額及び連結資本積立金額の計算に関する明細書」

- (1) この明細書のⅠは、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第2条第18号の2に規定する連結利益積立金額を計算するために使用します。
- (2) 「1」から「13」までの各欄は、各連結法人ごとにその法人名及び別表五の二(一)付表「19」の欄の金額をそれぞれ記載します。
- (3) この明細書のⅡは、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第2条第17号の2《定義》に規定する連結資本積立金額を計算するために使用します。
- (4) 「21」から「28」までの各欄は、各連結法人ごとにその法人名及び別表五の二(一)付表「29」の欄の金額をそれぞれ記載します。

5 別表五の二(一)付表「連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。
- イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人の連結個別利益積立金額又は連結個別資本積立金額を計算するために使用します。
- ロ 連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。
- ハ 連結子法人が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。
- (2) この明細書は、各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかつこの中にその連結法人名を記載します。
- (3) この明細書のⅠは、法第2条第18号の3《定義》に規定する連結個別利益積立金額を計算するために使用します。
- (4) 「区分」の欄中「積立金」以下の空欄には、「利益準備金1」以外の連結個別利益積立金額（税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。）について、その名称を記載します。
- (5) その計算期間の末日に連結完全支配関係がある法人に対し利益の配当又は剰余金の分配（商法第293条ノ5第1項《中間配当》に規定する金銭の分配（いわゆる中間配当）を含みます。）をする場合の、この明細書の記載は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次によります。
- ① その利益の配当又は剰余金の分配の額の計算の基礎となった期間の末日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度
- 別表四の二付表の「留保②」の欄に含めた連結完全支配関係がある法人に対する利益の配当又は剰余金の分配の額を、この明細書の「区分」の欄の空欄に「配当金（連結法人分）」と記載するとともに、当該金額を「当期利益金処分等による増減（減は赤）④」の欄に記載します。

- ② その利益の配当又は剰余金の分配をすることが確定した日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度別表四の二付表の「留保②」の欄の外書きした当該利益の配当又は剰余金の分配の額を、この明細書の「区分」の欄の「配当金（連結法人分）」と記載した欄の「減②」の欄に記載します。

(6) この明細書のⅡは、法第2条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額を計算するために使用します。

6 別表五の二(二)「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

(1) この明細書は、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、連結利益積立金額の計算上控除する連結法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

(2) この明細書の「6」から「49」までの各欄は、各連結法人ごとに記載した別表五の二(二)付表一の「5」から「48」までの各欄の金額を集計し、その集計した金額を記載します。ただし、連結親法人の同付表一の「5」から「9」までの各欄の金額のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額については、この集計に含めず、この明細書の「1」から「5」までの各欄へその金額を記載します。

7 別表五の二(二)付表一「各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等及び租税公課の納付状況等に関する明細書」

(1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等並びに連結個別利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

ロ 連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

(2) この明細書は、各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかつこの中にその連結法人名を記載します。

(3) 「法人税」の欄は、連結親法人にあっては各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額及び各事業年度の所得に対する法人税の額を記載し、連結子法人にあっては各事業年度の所得に対する法人税の額を記載します。

8 別表五の二(二)付表二「連結親法人の連結法人税個別帰属額の受払いに関する明細書」

(1) この明細書は、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人と受払いすべき連結法人税個別帰属額に係る未収入金又は未払金の状況等を記載します。

(2) この明細書の「未収入金」又は「未払金」の各欄は、連結親法人が、連結所得に対する法人税の負担額を連結子法人から受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額又は法人税の減少額を連結子法人に支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額を記載します。

なお、「連結親法人」の「未収入金」又は「未払金」の各欄には、連結親法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基礎として計算される連結所得に対する法人税の負担額又は減少額を記載します。

9 別表六の二(一)「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

(1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の14《連結事業年度における所得税額の控除》の規定の適用を受けるときに使用します。

ロ 連結親法人(同条の規定の適用を受けるものに限りま)が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人(法第81条の14の規定の適用を受けるものに限りま)が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書類)として使用します。

(2) この明細書は、法第81条の14の規定の適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかっこの中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」欄に記載した連結法人の名称を記載します。

(3) 「投資信託及び特定目的信託の収益の分配4」の欄は、証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載してください。

(4) 「その他5」の欄の内書には、所得税法第174条第3号から第8号まで《内国法人に係る所得税の課税標準》に規定する給付補てん金、利息、利益又は差益に係る金額及び「利益の配当及び剰余金の分配(みなし配当等を除く。)³」の欄で除かれるみなし配当等に係る金額並びに措置法第41条の9第2項《懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等》に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等に係る金額を記載します。

(5) 「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の「参考」の欄には、源泉徴収に係る所得税額を証明する書類の有無その他控除を受ける所得税額の計算に関し参考となる事項を記載します。

(6) 「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の44《連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算》の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

10 別表七の二「連結欠損金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書」

(1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の9(第4項を除きま)《連結欠損金の繰越し》の規定の適用を受けるとき又は法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》(法第59条《資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限りま)の規定の適用を受けるときに使用します。

ロ 連結親法人(イに掲げる規定の適用を受けるものに限りま)が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人(イに掲げる規定の適用を受けるものに限りま)が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書類)として使用します。

(2) 「控除未済連結欠損金額(前期の⁽³⁾)又は⁽⁸⁾1」の欄は、調整連結事業年度(最初の連結事業年度及び法第81条の9第5項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度をいいます。以下⁽⁴⁾までにおいて同じ。)にあつては「(前期の⁽³⁾)又は」を消し、調整連結事業年度以外の連結事業年度にあつては「又は⁽⁸⁾」を消します。

- (3) 「控除未済連結欠損金額の調整計算」の各欄は、調整連結事業年度に該当する場合に記載します。
- (4) 「控除未済連結欠損金額 (4)+(6)-(7) 又は(5) 8」の欄は、最初の連結事業年度にあつては「(4)+(6)-(7) 又は」を消し、それ以外の調整連結事業年度にあつては「又は(5)」を消します。

11 別表七の二付表一「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の9第6項《連結欠損金の繰越し》に規定する連結欠損金個別帰属額（以下(7)までにおいて「連結欠損金個別帰属額」といいます。）につき当該連結事業年度において令第155条の21第1項又は第2項《連結欠損金個別帰属額等》の規定が適用されるときに使用します。

ロ 連結親法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限りまゝ。）が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限りまゝ。）が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

- (2) この明細書は、(1)イの規定が適用される場合に、その連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額が生じた連結事業年度ごとに別葉に記載します。

- (3) 「連結親法人又は法第81条の9第2項第2号に規定する連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの1」の欄は、法第81条の9第2項第1号に定める欠損金額又は災害損失欠損金額及び同項第2号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を記載します。

- (4) 「連結親法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額2」及び「連結親法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額5」の各欄は、法第81条の9第2項第3号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を記載します。この場合、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細を別表七付表(一)及び別表七付表(二)に所要の調整を加えたものに記載して添付してください。

- (5) 「連結法人間の適格合併等による引継額」の各欄は、連結法人が連結完全支配関係がある他の連結法人との間で当該連結法人を合併法人又は分割承継法人とする適格合併又は令第155条の21第2項第2号に規定する合併類似適格分割型分割を行った場合に記載します。

- (6) 「同上の連結子法人の最後事業年度等において欠損金額とみなされて繰越控除された金額8」の欄は、令第155条の20第5項《連結欠損金額のうちないものとされる連結欠損金個別帰属額に相当する金額》の規定の適用がある場合には、同項の規定により法第81条の9第5項第1号ロ又は同項第3号ロに掲げる金額に含むものとされる金額を含めて記載します。

- (7) 「離脱等をした連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額11」の欄は、法第4条の5第1項又は第2項（第4号及び第5号に係る部分に限る。）《連結納税の承認の取消し》の規定により法第4条の2《連結納税義務者》の承認を取り消された連結子法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。

- (8) 「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額12」の欄は、当該連結事業年度において法第81条の31第3項《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けた場合にその基礎となった連結欠損金額に係る各連結法人の令第155条の21第2項第4号に定める金額を記載します。

- (9) 「共同事業を営むための適格合併等に該当しないことによりないものとされた連結欠損金額14」の欄は、法第81条の9第5項第4号に定める金額を記載します。この場合、当該金額に関する明細を別表七付表(一)及び別表七付

表(二)に所要の調整を加えたものに記載して添付してください。

- (10) 「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額⁽³⁾又は⁽¹⁶⁾¹⁷」の欄は、最初の連結事業年度にあっては又は⁽¹⁶⁾」を消し、法第81条の9第5項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度にあっては「⁽³⁾又は」を消します。

12 別表七の二付表二「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」

この明細書は、次の場合に使用します。

- イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の9第6項《連結欠損金の繰越し》に規定する連結欠損金個別帰属額につき当該連結事業年度において令第155条の21第1項又は第2項《連結欠損金個別帰属額等》の規定が適用されるときに使用します。
- ロ 連結親法人(イに掲げる規定の適用を受けるものに限り)が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。
- ハ 連結子法人(イに掲げる規定の適用を受けるものに限り)が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書類)として使用します。

13 別表八の二「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。

- イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の4《連結事業年度における受取配当等の益金不算入》(措置法第68条の103《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受けるときに使用します。
- ロ 連結親法人(イに掲げる規定の適用を受けるものに限り)が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。
- ハ 連結子法人(イに掲げる規定の適用を受けるものに限り)が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書(個別帰属額の計算の基礎を記載した書類)として使用します。

- (2) 「受取配当等の益金不算入額⁽¹⁾+⁽²⁾-⁽⁸⁾+⁽⁹⁾-⁽¹¹⁾×(50%、60%又は70%)¹²」の欄の「50%、60%又は70%」は、連結親法人が次に掲げる場合の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ次によります。

- ① 各連結事業年度終了の時点における資本の金額又は出資金額が1億円を超える普通法人及び保険業法に規定する相互会社である場合 ... 「、60%又は70%」を消します。

- ② ①以外の法人である場合

イ 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始し、かつ、平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度... 「50%、60%又は」を消します。

ロ 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度... 「50%、」、「又は70%」を消します。

ハ 平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度... 「60%又は70%」を消します。

- (3) 「左のうち益金の額に算入される金額²¹」及び「左のうち益金の額に算入される金額²⁴」の各欄は、法第81条の4第2項の規定により、受取配当等の額(みなし配当の額を除きます。)の元本たる株式等のうちにその利益の配当

又は剰余金若しくは収益の分配の計算の基礎となった期間の末日以前1月以内に取得し、かつ、同日以後2月以内に譲渡したものがあつた場合に、その株式等について受けた受取配当等の額につき、関係法人株式等に係る配当等と連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等とにそれぞれ区分して記載します。

- (4) 「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の11《受取配当等の益金不算入額の個別帰属額の計算》の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

14 別表十四の二「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、法第81条の6《連結事業年度における寄附金の損金不算入》（措置法第68条の96第1項《認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）及び同法第68条の88第3項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

ロ 連結親法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限ります。）が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人（イに掲げる規定の適用を受けるものに限ります。）が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

- (2) 「支出した寄附金の額」の「その他の寄附金額3」の欄及び「当該連結法人が支出した寄附金」の「その他の寄附金額28」の欄には、利益又は剰余金の処分により支出した金額を控除した金額を記載します。

- (3) 「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の16《寄附金の損金不算入額の個別帰属額の計算》の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

15 別表十五の二「交際費等の損金算入に関する明細書」

- (1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、措置法第68条の66《交際費等の損金不算入》の規定の適用を受ける場合に使用します。

ロ 連結親法人（同条の規定の適用を受けるものに限ります。）が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人（措置法第68条の66の規定の適用を受けるものに限ります。）が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

- (2) 「定額控除限度額（0円又は400万円） $\times \frac{\text{—}}{12}$ 」の欄の「（0円又は400万円）」は、連結親法人事業年度終了の日における当該連結親法人の資本又は出資の金額が、5,000万円超である場合には「又は400万円」を消し、5,000万円以下である場合には「0円又は」を消して記載するとともに、 $\frac{\text{—}}{12}$ の分子の空欄には当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

なお、資本又は出資を有しない連結親法人については、措置法令第39条の93《資本又は出資の金額に準ずるものの範囲等》の規定により計算した金額が資本又は出資の金額となります。

16 別表十六(一)「定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

(1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人の減価償却資産につき、定額法又はリース期間定額法により当該減価償却資産の償却限度額等の計算を行うときに使用します。

ロ 連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

(2) この明細書は、各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかつこの中にその連結法人名を記載します。

(3) この明細書の各欄の記載に当たっては、「法人税申告書の記載の手引」の別表十六(一)「定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」を参考に記載してください。

17 別表十六(二)「定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

(1) この明細書は、次の場合に使用します。

イ 連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告等をする場合に、各連結法人の減価償却資産につき、定率法により当該減価償却資産の償却限度額等の計算を行うときに使用します。

ロ 連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

ハ 連結子法人が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）として使用します。

(2) この明細書は、各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに同欄のかつこの中にその連結法人名を記載します。

(3) この明細書の各欄の記載に当たっては、「法人税申告書の記載の手引」の別表十六(二)「定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」を参考に記載してください。

18 個別帰属額等の一覧表

(1) この一覧表は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

(注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください（2頁の

「連結確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。)

3 個別帰属額に関する書類は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔連結確定申告書の各別表〕の各様式）を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔連結確定申告書の各別表〕の添付を省略することができます。

- (2) 「納税地等」の欄は、連結親法人にあつては納税地を記載し、連結子法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (3) 「個別帰属額」の欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額」の欄の金額を記載してください。
- (4) 「期中加入」の欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について を付してください。
- (5) 「連結子法人数_____法人」の欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
- (6) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額」の欄は、連結親法人及びすべての連結子法人に係る個別帰属額の合計を記載してください。
- (7) 「参考」の欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」の欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」の欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

19 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分

(1) この届出書は、次の場合に使用します。

イ 普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類（個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類）を提出する場合に使用します。

ロ 普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結確定申告書に添付する規則第37条の12第4号《連結確定申告書の添付書類》に掲げる個別帰属額及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類として使用します。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表二～別表十七を使用してください。

- (2) 「旧所在地及び旧法人名等」の欄には、当期中に連結親法人の納税地若しくは連結子法人の所在地又は法人名に変更があった場合には旧納税地若しくは旧所在地又は旧法人名を記載します。
- (3) 「税務署処理欄」には記載しないでください。

(4) 「

別表等	要	<input type="checkbox"/>	否	<input type="checkbox"/>
送付要否				

」の欄は、税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、

翌連結事業年度以降、個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が不要な場合には「否」欄にをします。

なお、現在、「送付不要」としている連結法人が、翌連結事業年度以降、個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が必要となった場合には「要」欄に をしてください。

- (5) 「

税理士法第30条 の書面提出有	
--------------------	---

」の欄は、税理士法第30条《税務代理の権限の明示》に規定する書面を申告書に

添付する場合には、 をしてください。

- (6) 「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、連結確定申告に係るものである場合には「連結確定」と、連結確定申告の修正申告に係るものである場合には「修正連結確定」と記載します。

また、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

なお、期限後申告に係るものである場合には、「期限後連結確定」と記載してください。

- (7) 「連結法人税個別帰属額計¹⁰」の上段には、その連結法人につき措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額を外書として記載します。

この場合、「個別控除税額¹¹」及び「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額¹²」の欄の記載に当たっては、この外書きをした金額を「¹⁰」に含めて計算します。

- (8) 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額¹³」の欄及び「この届出が修正申告等によるものである場合」の各欄の外書には、法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付の請求をした法人税の額（その連結法人に帰せられるものに限ります。）で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。

- (9) 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額¹³」の欄は、修正申告をする場合において、法第81条の31第4項において準用する法第80条第6項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額（その連結法人に帰せられるものに限ります。）を含めて記載します。

- (10) 「連結親法人が中小法人の場合」の各欄は、法第81条の12第2項《中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (11) 「算出連結法人税個別帰属額（ $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ ）又は（ (25) の24%相当額）²⁸」の欄は、連結所得の金額がない連結事業年度にあつては「 $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 」又は を消し、それ以外の連結事業年度にあつては「又は（ (25) の24%相当額）」を消して記載します。